

自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

- 平成14年12月27日経済産業省告示第437号（制定）
- 平成16年1月22日経済産業省告示第8号（一部）
- 平成18年3月29日経済産業省告示第60号（一部）
- 平成19年11月26日経済産業省告示第289号（全部）
- 平成25年12月27日経済産業省告示第269号（一部）
- 平成29年3月28日経済産業省告示第269号（一部）
- 平成31年3月29日経済産業省告示第68号（一部）
- 令和元年7月1日経済産業省告示第46号（一部）

1 判断の基準

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第17号に掲げる自動販売機（以下「自動販売機」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成17年4月1日に始まり平成18年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成23年4月1日に始まり平成24年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する自動販売機のエネルギー消費効率（3(1)に定める方法により測定した数値をいう。以下(1)において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
自動販売機の種別	区分名	
コールド専用機又はホットオアコールド機	1	$E = 0.346V + 465$
ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400ミリメートル未満のもの）	2	$E = 2.18V_a - 214$
ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400ミリメートル以上のもの）	3	$E = 0.876V_a + 527$

備考1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。

2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。

3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。

4 E、V及びV<sub>a</sub>は、次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

V：実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。以下同じ。）（単位 リットル）

V<sub>a</sub>：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。以下同じ。）（単位 リットル）

(2) 製造事業者等は、目標年度（平成24年4月1日に始まり平成25年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する自動販売機のエネルギー消費効率（3(2)に定める方法により測定した数値をいう。以下(2)において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効
-----	------------

販売する飲料の種類	自動販売機の種別		区分名	率の算定式
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機		I	$E = 0.218V + 401$
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400ミリメートル未満のもの）		II	$E = 0.798V_a + 414$
	ホットアンドコールド機（奥行き寸法が400ミリメートル以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの	III	$E = 0.482V_a + 350$
		電子マネー対応装置のあるもの	IV	$E = 0.482V_a + 500$
紙容器飲料	Aタイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	V	$E = 0.948V + 373$
		ホットアンドコールド機（庫内が2室のもの）	VI	$E = 0.306V_b + 954$
		ホットアンドコールド機（庫内が3室のもの）	VII	$E = 0.63V_b + 1474$
	Bタイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	VIII	$E = 0.477V + 750$
		ホットアンドコールド機	IX	$E = 0.401V_b + 1261$
カップ式飲料			X	$E = 1020(T \leq 1500)$ $E = 0.293T + 580$ ( $1500 < T$ )

備考  $V_b$ 及び $T$ は、次の数字を表すものとする。

$V_b$ ：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。以下同じ。）（単位 リットル）

$T$ ：調整熱容量（湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯氷量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値をいう。以下同じ）（単位 キロジュール）

## 2 表示事項等

### 2-1 表示事項

自動販売機のエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ 品名及び形名

ロ 区分

ハ 実庫内容積（コールド専用機又はホットオアコールド機に限る。）

ニ 調整庫内容積（ホットアンドコールド機に限る。）

ホ 調整熱容量（カップ式飲料用のものに限る。）

ヘ エネルギー消費効率

ト 製造事業者等の氏名又は名称

### 2-2 遵守事項

(1) 2-1のハに掲げる実庫内容積は、商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値を整数で表示すること。

(2) 2-1のニに掲げる調整庫内容積は、缶・ボトル飲料を販売する自動販売機にあっては、温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値を整数で表示し、紙容器飲料を販売する自動販売機にあっては、温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値を整数で表示する。

(3) 2-1のホに掲げる調整熱容量は、湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯氷量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値を整数で表示する

こと。

- (4) 2-1のへに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第4下欄に掲げる数値をキロワット時毎年の単位で整数で表示すること。
- (5) 2-1に掲げる表示事項の表示は、性能に関する表示のあるカタログ及び自動販売機ごとに、自動販売機の本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で記載し、又は本体の見やすい箇所に容易に離脱しないよう固定した金属、合成樹脂等のラベルに記載して行うこと。

### 3 エネルギー消費効率の測定方法

- (1) 1(1)のエネルギー消費効率は、日本産業規格B 8561(2000)の消費電力量試験に規定する方法により測定した年間消費電力量とする。なお、ホットアンドコールド機のうち庫室の数が二室のものにあつては、実庫内容積が大きいものを冷蔵とし、庫室の数が三室のものにあつては、中央の位置にある庫室を冷蔵とし、かつ、その他の庫室のうち実庫内容積の大きいもの（冷蔵機能のみを有する庫室がある場合には、当該庫室）を冷蔵とし、四室のものにあつては、左右それぞれ二室を合計した実庫内容積が大きいものの二室を冷蔵とする。
- (2) 1(2)のエネルギー消費効率は、日本産業規格B 8561(2007)の消費電力量試験に規定する方法により測定した年間消費電力量とする。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成19年11月26日から施行する。
- 2 この告示の2の規定により行うべき表示事項等は、平成20年11月25日までは、なお従前の例によることができる。